

和歌山県和歌山マリーナ（クルーザーマリーナ） 官民連携による活用可能性のご紹介

和歌山県 県土整備部
港湾空港局 港湾空港振興課
令和8年10月1日

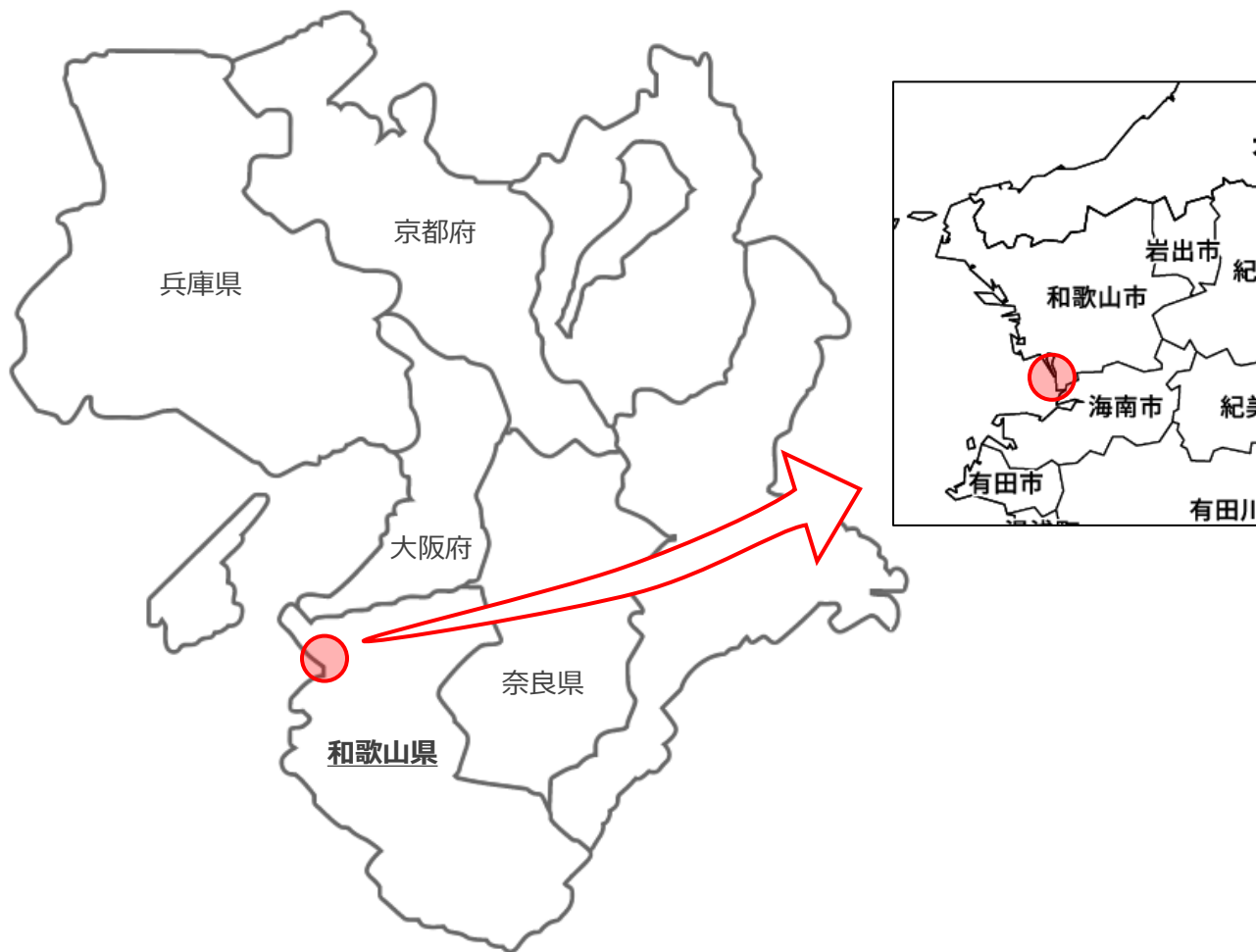


立地・周辺環境 その1

和歌山県北部の県庁所在地である和歌山市に位置し、京阪神からのアクセスも良好です。

アクセス (車)

- ・和歌山市中心部から約 2 5 分
- ・大阪から約 6 0 分
- ・京都、神戸から約 9 0 分



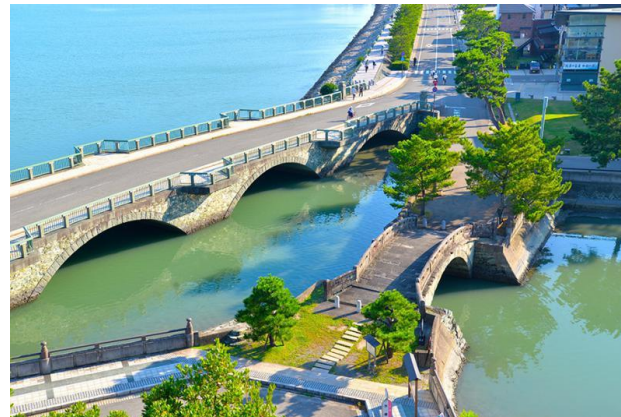
立地・周辺環境 その2

マリンレジャーはもちろん、周辺には日本遺産に認定された絶景の宝庫等の魅力が揃っています。

県北部の観光拠点である「和歌山マリーナシティ」の西側に位置し、周辺には“絶景の宝庫”として日本遺産に認定された「和歌の浦」もあり、マリンレジャーやマリンスポーツの拠点、景観や歴史・文化を感じることができるスポット、新鮮な海産物など様々な魅力が揃っています。



雑賀崎の町並み



不老橋



和歌の浦（干潟）

立地・周辺環境 その3

海洋性スポーツの活動拠点である公共マリーナ（ディンギーマリーナ）のほか、民間マリーナ（和歌山マリーナシティヨット倶楽部）とも隣接している全国的にも珍しい立地です。



施設の概要 その1

海洋性レクリエーション活動の普及を図るため、和歌山県が設置した公共マリナーナです。また、放置艇対策の受け皿施設の一つとしても位置付けられています。

施設名称：和歌山県和歌山マリナーナ
(クルーザーマリナーナ)

所在地：和歌山市毛見1530番地

オープン：1998年（平成10年）7月

収容可能隻数：陸上 110隻、水面 60隻
※船舶のサイズによって変動あり

利用者駐車場：37台

運営方法：指定管理（2025.4～2030.3）
（指定管理者：和歌山マリナーナ運営コンソーシアム）



施設の概要 その2

水面係留施設



ボートヤード



施設の概要 その3

クラブハウス



上下架クレーン



クルーザーブル



フォークリフト

あわせて活用可能な周辺施設の概要

クルーザーマリーナの区域内には利用者以外も使用できる「南側駐車場」があるほか、周辺には海洋性スポーツの活動拠点である公共マリーナ（ディンギーマリーナ）や緑地があります。

- ① 南側駐車場（ゲート式）※クルーザーマリーナ区域内だが県直営で運営
 - ・ 駐車可能台数 90台
 - ・ 使用料 1,000円/日（2026.7～）
- ② サンセットパーク（緑地）
 - ・ 面積 4,660m²
 - ・ 運営方法 県直営
- ③ ディンギーマリーナ
 - ・ 面積 陸域：20,038m²、水域：28,355m²
 - ・ 運営方法 指定管理
（指定管理者：特定非営利活動法人和歌山セーリングクラブ）
- ④ 毛見北側緑地
 - ・ 面積 11,401m²
 - ・ 運営方法 県直営



2025（令和7）年度の運営状況

- ・和歌山県、指定管理者ともに収支は赤字
- ・施設運営、維持管理の負担が課題

和歌山県

（県職員の人件費を除く）

収入	0
支出	7,605
収支	△7,605

指定管理者

（指定管理業務のみ、自主事業を除く）

収入	47,148
支出	47,881
収支	△733

※千円

現状と課題

オープンから30年近く経過し、老朽化している施設もある中、改修や更新が追いついていない。

和歌山県

- ・収益性がほとんどない
(指定管理者への委託料+改修費用+県職員の人件費 等)
- ・利用者が限定的
艇置隻数 令和8年6月30日時点：96隻（うち県外在住者が49隻）
- ・予算と人員（財政危機警報、県職員の減少）
- ・港湾全体での優先順位（選択と集中）

指定管理者

- ・指定管理の期間（最長5年）では大規模な設備投資は難しい。
- ・柔軟な料金設定ができない（条例による上限設定、県の事前承認）

改修・更新の検討が必要な主な項目

1	岸壁沿い梯子（更新）
2	上下架クレーン下H鋼（更新）
3	係留杭（重防食塗装）
4	幹棧橋（更新）
5	フォークリフト（買替）

6	クルーザープル（改修）
7	火災報知器（改修）
8	枝棧橋（更新+延長）
9	係留杭（2 m嵩上）
10	給水施設（更新）

※ 1 ～ 7 は県で対応予定

和歌山県マリーナ条例による上限額 その1

船舶保管施設	県内の者	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 236,229円 2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき 236,229円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに52,496円を加算した額
	県外の者	1 艇長が5メートル未満のもの 1年当たり1隻につき 259,838円 2 艇長が5メートル以上のもの 1年当たり1隻につき 259,838円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに57,743円を加算した額
係留施設		1 艇長が6メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 3,000円 2 艇長が6メートル以上9メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 6,000円 3 艇長が9メートル以上12メートル未満のもの 1日当たり1隻につき 9,000円 4 艇長が12メートル以上のもの 1日当たり1隻につき 12,000円

和歌山県マリーナ条例による上限額 その2

上下架施設	1 船舶保管施設を専用利用する場合 ア 艇長が5メートル未満のもの 上架又は下架1回につき 1,200円 イ 艇長が5メートル以上のもの 上架又は下架1回につき 1,200円に艇長が4メートルを超える1メートルごとに267円を加算した額 2 前号以外の場合 艇長1メートル当たり上架又は下架1回につき 400円
洗艇場	1回につき 381円
シャワー	1回につき 96円
ロッカー	1回につき 96円
会議室	ア 午前9時から正午まで 3,029円 イ 午後1時から午後5時まで 4,038円 ウ 午前9時から午後5時まで 6,000円

※この表により算定した額に100分の110を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする（その1も同様）。

今後の運営方法についての一つの案

現在の管理手法（指定管理）より**長期的（20～30年）な民間運営**を可能とすることで、民間からの**積極的な設備投資**を促し、**クルーザーマリーナ及び周辺をさらに発展**させることはできないか。

官民連携で期待すること

和歌山県では、クルーザーマリーナの活用にあたり、民間事業者の皆様の発想や事業力を活かした提案を期待しています。

- ・ 民間ノウハウによる、さらなる運営改善
 - ・ 利用者満足度のさらなる向上
 - ・ 新たな集客の創出
 - ・ 地域経済への波及効果
 - ・ 港湾・観光・交流の複合的な価値向上
- 単なる施設管理にとどまらず、**「地域の魅力を高める拠点」**として再評価することを目指します。

想定する活用イメージ

現時点では、以下のような活用の方向性を想定しています。

- ・ マリーナ機能の維持、強化 **※必須**
- ・ 海辺の交流拠点としての活用
- ・ 飲食・物販・休憩機能の導入
- ・ マリンレジャー関連サービスの展開
- ・ イベントや体験型プログラムとの連携
- ・ 周辺地域との回遊性向上
- ・ ネーミングライツ

これらはあくまで例示であり、民間事業者の皆様からの柔軟な提案を歓迎します。

施設の特性を踏まえ、実現可能性の高い活用方法を共に検討したいと考えています。

官民連携手法の検討状況

現段階では具体的なスキームを確定しているものではなく、**民間事業者からの提案や意見を踏まえて検討を深めていく段階**です。

現時点で想定しうる選択肢

- ・ 指定管理（現状維持）
- ・ PFI
- ・ 売却（施設・土地）＋水域占用
- ・ 売却（施設）＋定期借地＋水域占用
- ・ その他

※前提条件：必要に応じて民間資金で建替や大規模修繕を行い、以後民間での独立採算を希望

民間事業者の皆様に期待すること

民間事業者の皆様には、以下ような観点からのご提案やご意見を期待しております。

ご提案

- ・施設を活かした魅力的な事業アイデア
- ・安定的な運営モデル
- ・利用者を増やす工夫
- ・地域と連携したにぎわい創出
- ・初期投資や運営負担を踏まえた実現可能な提案

ご意見

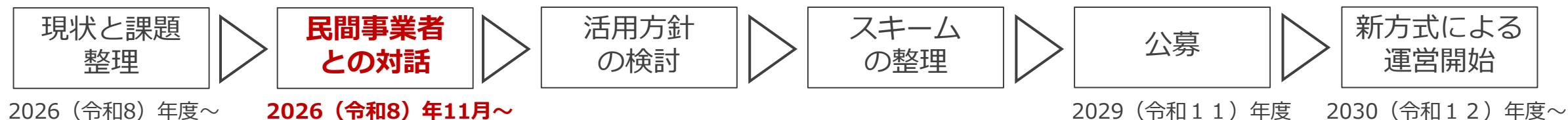
- ・どのような機能があれば事業化しやすいか
- ・どのような条件があれば民間参画しやすいか
(例：周辺施設を含めた管理運営がしたい)
- ・どのようなリスク分担が望ましいか

県としても、民間事業者の皆様が参画しやすい条件整理に努めてまいります。

今後の進め方

今後は、頂いたご意見を踏まえながら、施設の活用方針や連携手法を整理していく予定です。

想定される流れ



クルーザーマリーナの可能性を広げるため、ぜひ多くの皆様からご意見をお寄せください。

お問い合わせ先

和歌山県 県土整備部 港湾空港局 港湾空港振興課

所在地：和歌山市湊通丁北 1 丁目 2 － 1 和歌山県庁南別館 8 階

電話：073-441-3025

E-mail：e0824001@pref.wakayama.lg.jp

担当：角田（すみた）、大原